

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成29年6月5日 05時00分ごろ
発生場所	鹿児島県十島村宝島西方沖 宝島荒木埼灯台から真方位297° 2.0海里（M）付近 （概位 北緯29° 08.6′ 東経129° 11.1′）
事故の概要	漁船第二宗海丸は、揚錨作業中、船長が錨で顔面を強打して出血し、死亡した。
事故調査の経過	平成29年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二宗海丸、4.88トン KG3-24381（漁船登録番号）、個人所有 8.95m（Lr）×2.65m×0.94m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和54年6月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年6月28日 免許証交付日 平成25年3月4日 （平成30年6月27日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：風浪 約1.0m うねり 波向東、波高約1.5m、海流 北東流約 1.0ノット（kn） 日出時刻：05時24分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、はまだい漁を行う目的で、平成29年6月4日03時00分ごろ鹿児島県奄美市赤木名港を出港した。 船長の家族は、19時32分ごろ船長から携帯電話で、現在宝島にあり、明日同島北方沖にある五号曾根で漁をしたのち、5日夜間あるいは6日早朝赤木名港に戻る旨の連絡を受けた。 本船GPSの分析で、本船は、5日05時00分ごろ、宝島荒木埼

	<p>灯台から297°（真方位、以下同じ。）2.0M付近で抜錨して南南東向け漂流を開始した。</p> <p>船長の家族は、本船が6日早朝になっても帰港しないので、6日08時50分ごろ、奄美漁業協同組合担当者を通じ、海上保安庁に本船の帰港が遅れている旨を通報し、捜索を要請した。</p> <p>海上保安庁は、船艇及び航空機で捜索したところ、航空機が12時51分ごろ宝島荒木埼灯台から292°15.5M付近（北緯29°13.6′東経128°56.6′）で漂流中の本船を発見し、13時10分ごろ巡視船の搭載艇で本船に乗り込んだ海上保安官が、船長を確認して救助した。</p> <p>船長は、巡視船に收容されたのち、ヘリコプタ及び救急車により奄美市の病院に搬送され、死亡が確認された。</p> <p>本船は、海上保安官により宝島前籠^{まごもり}漁港に回航されたのち、奄美漁業協同組合所属組合員により赤木名港に帰港した。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>（1）船長発見時の船長の状況</p> <p>船長は、船首部右舷側に頭を船首に向けて仰向けとなり、体の上に右舷側の5本爪錨の錨爪部を顔に当てるように抱え、顔面から出血した状態で発見された。</p> <p>（2）船長発見時の本船及び錨の状況</p> <p>本船は、船長が発見された時、主機が中立で運転されており、操舵室左舷側の巻上げローラが錨索先端部のワイヤを巻いたまま空転していた。</p> <p>本船の5本爪錨は、錨軸が直径約8.0cm長さ約2.0mのステンレス管で、錨柄先端に直径約2cm長さ0.5mの5本のステンレス丸棒の錨爪及び同丸棒の錨索取付けU字金具が溶接され、錨柄端末に同丸棒の可動式U字型アンカリングが取り付けられたもので、全体の重さが約20kgであった。</p> <p>本船の錨索は、錨取付け部から直径約1.0cm長さ約14mのワイヤに続いて直径約2.0cm長さ約200mの合成樹脂製索で構成されており、ワイヤ先端のワイヤリングをシャックルで錨軸先端のU字金具に取り付け、錨柄端末のアンカリングを通さずに合成樹脂製巻留索で同リングに留められていた。</p> <p>本船の錨は、船長が発見された時、アンカリングとの巻留索が切れた状態で揚収されていた。</p> <p>錨地の岩等で錨が根掛かりした場合、ワイヤに張力を掛けて故意に巻留索を切って錨爪部から揚収するが、航走を開始する前に巻留索を修復してから、錨台に固定し直すのが普通であった。</p> <p>（図1参照）</p>

	<div data-bbox="560 197 1428 663" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="890 689 1169 721">図1 本船の5本爪錨</p> <p data-bbox="563 739 831 770">(3) 船長の携帯電話</p> <p data-bbox="603 786 1422 913">船長の携帯電話は、操舵室上方に取り付けられたアンテナにつながる端子に同室内で接続されており、宝島の基地局からの通話圏内が洋上で通常約5kmのところ約20kmまで広がっていた。</p> <p data-bbox="603 929 1422 1010">本船捜索中に陸上から船長の携帯電話に架電すると呼出音が聞こえ、圏内であることが確認できていたが、応答がなかった。</p> <p data-bbox="563 1025 828 1057">(4) 本船の漂流状況</p> <p data-bbox="603 1072 1422 1249">本船は、5日05時00分ごろ、宝島荒木埼灯台から297°約2.0Mの場所から南南東方に漂流を開始し、12時00分ごろから南西方に、21時00分ごろから北西に、6日06時00分ごろから北方に漂流を続けた。</p>
<p data-bbox="164 1265 225 1296">分析</p> <p data-bbox="193 1314 448 1491">乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p data-bbox="547 1314 608 1442">不明 不明 不明</p> <p data-bbox="576 1458 956 1489">船長の死因は、不詳であった。</p> <p data-bbox="547 1505 1422 1727">本船は、5本爪錨のアンカリングとの巻留索が切断された状態で修復されていないので、船長が5日05時00分ごろ宝島西方沖で揚錨作業中、錨を船内に取り込んだ直後に錨で顔面を強打して出血し、死亡したものと考えられるが、船長が本事故で死亡しているため死亡に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p data-bbox="164 1749 225 1780">原因</p>	<p data-bbox="547 1749 1422 1877">本事故は、日出前の薄明時、本船が、宝島西方沖において、揚錨作業中、船長が錨で顔面を強打して出血したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p data-bbox="164 1892 225 1924">参考</p>	<p data-bbox="547 1892 1422 1973">今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul data-bbox="576 1989 1422 2069" style="list-style-type: none"> ・外洋で操業する場合、非常事態の発生に備え、PLB（携帯用位置指示無線標識）を携帯しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

